10月1日から 催告センターを開設

区民税・国民健康保険料の支払いを電話でご案内

区が提供するサービスは、区民の皆さんが所得に応じて負担する税金や保険料で成り立っています。そのため、財源の中心である特別区民税や国民健康保険料の収納率を向上させることが重要です。

税金や保険料は、納期限までに自主的にお支払いいただくものですが、さまざまな事情で滞納している方もいます。

10月1日㈯から、区民税については「新宿区納税催告センター」、国民健康保険料については「新宿区国保料催告センター」を開設して電話でお支払いについてご案内し、初期の未納をなくして収入を確保します。催告センターの業務は、民間事業者に委託します。

【問合せ】▼区民税…**税務課納税係**（本庁舎6階）☎（5273）4534、▼国民健康保険料…**医療保険年金課納付相談係**（本庁舎4階）☎（5273）3873へ。

●催告センターの業務

納期限を過ぎても「特別区民税・都民税」「軽自動車税」「国民健康保険料」のお支払いが区で確認できないときに電話をおかけします。納付書の再発行や預金口座振替（自動払込）依頼書の郵送等もします。電話は午前9時～午後8時におかけします。土・日曜日、祝日におかけすることもあります。

●個人情報の取り扱い

催告センターの業務を委託する事業者は、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等に与えられるプライバシーマークを取得しています。業務委託契約の際には、秘密の保持や個人情報の取り扱いにかかる事項を盛り込んだ契約書を区と取り交わしています。

振り込め詐欺等にご注意を

税・保険料は、区が発行した納付書でお支払いください。催告センターでは、ご案内の際、振込口座を指定したり現金自動預払機（ATM）での払い込みを指示したりすることはありません。催告センターの職員が、現金を取り扱うこともありません。

区役所や税務署の職員を装い、言葉巧みに現金を受け取ったり、振り込みをさせたりする詐欺が多発しています。ご注意ください。

特別区民税・都民税を滞納されている方へ

休日納税相談

滞納している方には、督促状や催告書をお送りしています。必ず指定期限までにお支払いください。期限を過ぎて納付もご連絡もない場合は、差し押さえなどの滞納処分を行うことになります。

一括納付が困難な方は、この機会に相談においでください。同時に、納付も受け付けます。区役所の開庁日や休日の相談においでになれない方は、催告書等に記載の電話番号に必ずご連絡ください。

【日時】10月2日㈰午前9時～午後4時30分

【会場・問合せ】**税務課納税係**（本庁舎6階）☎（5273）4508・4509・4538へ。

※当日は区役所本庁舎夜間通用口（建物裏側地下1階）をご利用ください。車いすをご使用の方は事前にご連絡ください。

新しい副区長が決まりました

区議会の同意を得て、9月1日付けで、野口則行・前総務部長が新しい副区長に決まりました。

【問合せ】**総務課総務係**（本庁舎3階）☎（5273）3505へ。

平成23年第3回区議会定例会

期日	開会時間	会議・委員会の名称
9月15日㈭	午後2時	本会議（代表質問）
9月16日㈮	午後2時	本会議（代表質問・一般質問）
9月20日㈫～10月3日㈪（土・日曜日、祝日を除く）	午前10時	決算特別委員会（平成22年度各会計決算審査）
10月5日㈬・6日㈭	午前10時	常任委員会（総務区民・福祉健康・環境建設・文教）
10月7日㈮	午前10時	特別委員会（防災等安全対策、自治・地方分権）
10月11日㈫	午前10時	特別委員会（議会・行財政改革）
10月13日㈭	午後2時	本会議（議案、意見書・決議等の採決）

◎本会議・委員会は傍聴できます。手話通訳者または要約筆記者の配置もできます。本会議と決算特別委員会の様子は区議会ホームページ（HP http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index08.html）でご覧いただけます。日程は変更になることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】**区議会事務局調査管理係**（本庁舎5階）☎（5273）3534へ。

●今回の定例会で審議する主な議案

◎予算案　平成23年度新宿区一般会計補正予算（第3号）

◎決算認定　平成22年度新宿区一般会計歳入歳出決算

◎条例案　新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例の一部を改正する条例

【問合せ】**総務課総務係**（本庁舎3階）☎（5273）3505へ。

9月21日～30日 秋の全国交通安全運動

やさしさが 走るこの街 この道路

交通事故防止のため、ルールを守り正しい交通マナーを実践しましょう。

▼運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

▼運動の重点

●夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（反射材のついた用品等の着用の推進、自転車ライトの点灯の徹底）

●すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

●飲酒運転の根絶

●二輪車の交通事故防止

●自転車・二輪車の放置防止

【問合せ】**交通対策課交通企画係**（本庁舎7階）☎（5273）4265、**牛込・新宿・戸塚・四谷の各警察署交通総務係**へ。

知っていますか　自転車の正しい乗り方

自転車安全利用5則を守りましょう

①自転車は車道を通行。歩道は例外

13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・体の不自由な方・車道や交通の状況からやむを得ない場合は、歩道を通行できます。

②車道では左側を通行

③歩道では歩行者優先。自転車は車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

⑤子どもはヘルメットを着用

ルールを守っていますか

民間賃貸住宅家賃助成

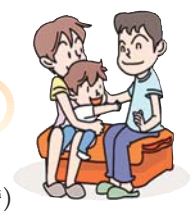

【問合せ】**住宅課居住支援係**（本庁舎7階）☎（5273）3567へ。

(1)子育てファミリー世帯向け

【対象】23年10月1日現在、次のすべてを満たす世帯、50世帯

▼区内の民間賃貸住宅に居住し、住民登録をしている、▼義務教育修了前の子どもを扶養し同居している、▼22年中の世帯の年間総所得が510万円以下、▼月額家賃が22万円以下で滞納していない、▼住民税を完納している、▼区の転入転居助成を受けていない、▼ほかの公的住宅扶助を受けていない等

【助成期間・金額】5年間を限度に月額3万円

(2)学生・勤労単身者向け

【対象】23年10月1日現在、次のすべてを満たす方、30名

▼区内の民間賃貸住宅に居住する単身世帯で、住民登録をしている、▼18歳～28歳（昭和57年10月2日～平成5年10月1日生まれ）、▼月額家賃が9万円以下で滞納していない、▼ほかの公的住宅扶助を受けていない等

【助成期間・金額】3年間を限度に月額1万円

【申込み】所定の申込用紙・封筒で、10月17日㈪（消印有効）までに郵送してください。申込用紙と募集案内は、10月3日㈪～17日㈪に住宅課・区政情報センター（本庁舎1階）・子ども家庭課（本庁舎2階）・特別出張所、区立中央・四谷・鶴巻図書館（図書館は休館日、そのほかは土・日曜日、祝日を除く）で配布するほか、10月3日㈪からは新宿区ホームページから取り出せます。申し込みが募集数を超えた場合は公開抽選します。詳しくは、募集案内をご覧ください。

歌舞伎町ルネッサンス

第1回 歌舞伎町マルシェ

全国の農産物や特産品が集合！

【日時】9月23日㈷～25日㈰　午前10時～午後5時

【会場】大久保公園（歌舞伎町2―43）

歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちに再生する取り組み「歌舞伎町ルネッサンス」の一環として、全国の野菜・果物や特産品を紹介・販売する地域振興イベントを開催します。

東日本大震災の被災地で頑張る東北4県の団体をはじめ、全国各地で農業を通じてまちおこし・村おこしに取り組む団体が多数出店します。

また、お笑い芸人やミュージシャンのライブ、猿回しの公演が会場を盛り上げます。ぜひ、おいでください。

【問合せ】**歌舞伎町タウン・マネージメント事務局**☎（3207）4516へ。